

所 属	基盤整備部 上下水道課		
担当(係)名	上水道係	内 線	3153

(款)4衛生費	(項)5薬務水道費	(目)(3)水道費
(明細書事業名) 水道費 簡易水道等施設整備事業		

1 当初予算(要求)額(千円)

384,700

2 当初予算(決定)額(千円)

384,700

(前年度500,000)

【財源内訳】

国 庫	県 債	一般財源	その他
0	0	384,700	0

3 事業概要

市町村における簡易水道の普及向上及び整備を図るため、市町村が行う簡易水道等施設整備事業に対し、補助金を交付。

4 施策の効果

水道施設の整備推進と市町村への財政的な支援を行うことにより、下記のとおり、水道普及率の拡大が図られている。

水道整備基本構想により、平成22年度に水道普及率99.3%を目標。

・水道の新設による水道未普及地域の解消。

・施設の統合再編や改良による水道水の安定供給及び経営の安定化。

	H9	H10	H11	H12	H13
普及率(%)	93.5	93.6	94.1	94.9	95.0
普及率の伸び(ポイント)	0.1	0.5	0.8	0.1	

・平成13年度末の水道普及率は、95.0%
(平成13年度末全国30位、全国普及率96.7%)

5 要求の内容

対象市町村 2市12町8村 (28地区32事業)

対象事業費 4,338,576千円

補助率 国庫補助率(4/10 ~ 1/4) × 1/4

6 用語の解説

簡易水道等施設整備事業

簡易水道や飲料水供給施設を整備することにより、住民に対し安全で良質な飲料水を供給することを目的とする。

簡易水道

飲料水供給施設

計画給水人口が101人以上5,000人以下である水道。給水人口が50人以上100人以下である人の飲料に供給する施設。

水道整備基本構想

将来の水受給の動向に対応し、安定した水源の確保、水道水質の安全確保、水道未普及地域の解消等諸問題の解決に資するとともに、広域的な水道の計画的整備を図るために、県が策定。

